

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月1日から63年8月7日まで

私は、A社に代表取締役として勤務していた申立期間について、実際の報酬金額(35万円)に見合った厚生年金保険料を納付していたにもかかわらず、同社の社会保険等に係る事務の委託先であるB組合の事務担当者による不正により、標準報酬月額が低額(24万円)とされているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

なお、A社での社会保険等に係る事務の全ては、委託先であるB組合が行っており、私は全く関与していなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額の記録訂正について、申立てを行っているが、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、C社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、A社は、申立期間及びそれ以外の期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できないことから、申立事業所はC社であると考えることが相当である。

しかし、C社の被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

また、申立人が提出した、委託先のB組合での不正事件に係る新聞記事を見ると、不正を行ったと申立人が氏名を挙げたB組合の事務担当者は、申立期間中の昭和59年4月ごろにB組合を退社し、当該時点以降、C社の社会保険等に係る事務に関与することができなくなったことが推認できることから、オンライン記録によると、申立人の同社での標準報酬月額は、当該時点の前後の期間を通じて、24万円とされていることが確認できることから、申立人

の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、オンライン記録によると、C社は、昭和63年8月7日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、ほかに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において、C社の代表取締役であったことが確認できることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間に係る標準報酬月額については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。